

吹田市児童育成支援拠点事業
業務受託事業者募集要項

令和8年（2026年）7月3日

児童部家庭児童相談室

1 趣旨

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする児童育成支援拠点の運営を受託する事業者について、豊富な経験、知識、専門性等を有する優秀な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式により募集を行うに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要等

(1) 業務名称

吹田市児童育成支援拠点事業委託業務

(2) 業務内容

別紙『吹田市児童育成支援拠点事業委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）』による。

(3) 開所箇所数

吹田市内に1箇所を設置（設置場所については、契約締結候補事業者に選定された法人と市で協議のうえ決定する。）

(4) 履行期間

令和8年（2026年）10月（予定）から令和14年（2032年）3月31日まで

※ 令和8年度においては児童育成支援拠点の開設準備を行い、令和9年（2027年）4月から運営を行う。

(5) 委託料上限額

ア 令和8年度（2026年度）の委託料の上限額について

（単位：円）

年度	合計額（上限）	基本額（上限）	加算額（上限）
令和8年度 (2026年度)	4,000,000	4,000,000	—

※ 応募事業者が提出する収支計画書の金額が令和8年度の合計額の上限額を下回る場合には、収支計画書の額を上限とする。

※ 課税

イ 令和9年度（2027年度）から令和13年度（2031年度）までの委託料の上限額について

(単位：円)

年度	合計額（上限）	基本額（上限）	加算額（上限）
令和9年度 (2027年度)	32,779,000	26,877,000	5,902,000
令和10年度 (2028年度)	32,779,000	26,877,000	5,902,000
令和11年度 (2029年度)	32,779,000	26,877,000	5,902,000
令和12年度 (2030年度)	32,779,000	26,877,000	5,902,000
令和13年度 (2031年度)	32,779,000	26,877,000	5,902,000
令和9～13年度 合計	163,895,000	134,385,000	29,510,000

※ 各年度の委託料は、基本額と加算額に分けて設定する。加算額は開所の状況等によって変動する。なお、基本額、加算額とも上限額であり、応募事業者が提出する収支計画書の金額が令和9年度から令和13年度までの合計額の上限額を下回る場合には、収支計画書の額を上限とする。

※ 第二種社会福祉事業のため非課税

ウ 各年度の委託料の詳細について

(ア) 令和8年度における委託料について

上限額	4,000,000円
対象経費	児童育成支援拠点の開設準備に係る住居改修、設備改修、消耗品や物品等の購入経費、当該拠点を開設する賃貸物件の礼金を対象とする。 ただし、契約締結事業者が令和9年3月31日までに納品し、又は修繕工事等を完了し、それら購入や工事等にかかった経費について令和9年4月30日までに支払う（予定を含む）金額のみを対象とする。

(イ) 令和9年度から令和13年度までの間における各年度の委託料について

a 基本額の詳細

上限額	26,877,000円
対象経費	当該拠点運営に係る人件費や物品、修繕、光熱水費等の運用経費

b 加算額の詳細

(a) 家賃に係る加算額

上限額	3,000,000円
算定方法	1か月当たりの家賃に係る実際の費用と250,000円を比較し、低い額を支払金額とする。なお、借地に係る費用は対象外。
例	1か月の家賃が200,000円の場合、月額200,000円とし、年額2,400,000円を支払金額とする。

(b) 車両送迎に係る加算額

金額	1,560,000円
算定方法	車両送迎の実施に当たり、同額を支払金額とする。 ※車両購入（車両リースを除く）や車検代、自動車関係税、車両保管用の駐車場代に充てることはできないため、これらの費用には基本額を充てること。 ※送迎時の一時的な駐車場の使用料は対象となる。

(c) 設定する開所時間によって加算する上限額

- ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に開所する時間が午前11時から午後7時を超える場合の加算額：

上限額	258,000円
算定方法	午前11時から午後7時を超えて開所する1年の平均時間に加算上限額を乗じた額を支払う。なお、上限額を超過する場合は上限額を支払金額とする。
例	学校の長期休暇期間等の開所時間が11時～19時30分の場合 8時間を超える時間が1年平均30分になるため、学校の長期休業日等の加算基準額258,000円に0.5を乗じ、129,000円を支払います。

- ② 学校の授業の休業日以外の日に開所する時間が6時間を超える場合の加算額

上限額	1,084,000円
算定方法	6時間を超えて開所する1年の平均時間に加算上限額を乗じた額を支払う。なお、上限額を超過する場合は上限額を支払金額とする。

例	<p>学校の授業の休業日以外の日の開所時間が12時～19時30分の場合</p> <p>6時間を超える時間が1年平均1時間30分になるため、学校の授業の休業日以外の日の加算基準額1,084,000円に1.5を乗じますが、1,084,000円を超えるため、1,084,000円を支払います。</p>
---	---

3 応募要件

(1) 次のア・イ両方の要件を満たす法人

ア 次のいずれかに該当する法人

(ア) 本市以外の自治体において、児童育成支援拠点を現に運営し、若しくは業務委託により当該拠点運営の準備を行っている、又は当該拠点運営の契約候補事業者に選定されている法人。

(イ) 2年以上、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定される通園系、通所系、通館系又は入所系の施設を運営している法人。

(ウ) 2年以上、障害者総合支援法（平成17年号外法律第123号）に規定される通所系又は入所系の施設を運営している法人。

(エ) 2年以上、介護保険法（平成9年号外法律第123号）に規定される通所系又は入所系の施設を運営している法人。

(オ) 2年以上、子育て支援に資する施設を運営している法人。

イ 上記アに該当する法人が運営する一の事業所から吹田市まで、公共交通機関を用い2時間以内に到達できること。

(2) 共同事業体として応募する場合、一の法人は上記(1)の要件を満たすこと。

(3) 次に掲げる事項に全て該当すること。

ア 国税及び地方税を滞納していないこと。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

ウ 過去5年間に、労働基準法（昭和22年法律第49号）等その他労働関係法令違反をしていないこと。

エ 吹田市指名停止措置要領（平成16年4月1日制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

オ 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領（平成24年11月13日制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。

(4) 応募資格の失効について

応募者は、契約候補者決定までの間に、上記（１）、（２）及び（３）に定める応募資格の要件を満たさなくなった場合は、その応募資格及び契約締結の資格を失うものとする。

4 スケジュール等

（１）募集要項等の公表・配布

公表：令和８年７月３日（金）から同年８月１４日（金）まで

（※市ホームページ掲載による）

配布：令和８年７月３日（金）から同年８月１４日（金）まで

（吹田市立保健センター３階家庭児童相談室にて配布。ただし、土日祝日を除く、午前９時から午後５時３０分まで ※市ホームページからのダウンロード可）

※[トップページ→市政→市の組織・各課のご案内→児童部→家庭児童相談室→児童育成支援拠点事業の業務委託]

又は

[トップページ→産業・まちづくり・環境→入札・事業者募集・契約→プロポーザル案件情報]

（２）応募表明書の提出

令和８年７月３日（金）から同年７月２４日（金）まで

家庭児童相談室へ電子メールにより提出

件名を「応募表明書」で始める。

（３）応募申請書類の提出期間、場所

令和８年７月３日（金）から同年８月１４日（金）まで

吹田市立保健センター３階家庭児童相談室へ持参。ただし、土日祝日を除く、午前９時から午後５時３０分まで。

なお、一部書類はWordファイルで電子メールでも提出すること。

（４）質問票受付・回答

受付：令和８年８月３日（月）まで

回答：令和８年８月７日（金）までとし、質問票の受付に応じ随時市ホームページにて公表

（５）応募資格審査結果通知

令和８年８月２５日（火）までに、全応募者へ書面を発送する。

（６）一次審査（書類審査）

ア 日時：令和８年９月４日（金）※応募事業者の出席は不要

イ 審査結果通知：令和８年９月１１日（金）までに、応募資格を有する全ての応募者へ書面を発送する。

（７）二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 日程：令和８年１０月５日（月）、６日（火）（※６日（火）は予備日）

※応募状況により、別日への変更を依頼する場合がある。

イ 時間及び場所：一次審査通過事業者へ書面で個別に案内する。

ウ 審査時間：60分程度

(ア) プレゼンテーション：15分程度

(イ) ヒアリング：45分程度

エ 説明者

(ア) 児童育成支援拠点運営に関する責任者又は施設長予定者を含む3名以内

(イ) 共同事業体の場合で、複数事業者で説明者を構成する場合、児童育成支援拠点運営に関する責任者又は施設長予定者を含め合計5名以内

オ その他

(ア) PCやプロジェクタ等、機器を使用する場合は事前に市へ相談すること。

(イ) 提案書及び手持ち資料の持ち込みは可能ですが、追加の資料配布は認めません。

(ウ) 事業者名が特定されるようなもの(名札、バッジ等)は身に着けないこと。

(8) 選定結果の通知

ア 全ての応募事業者に文書にて選定結果を通知する(令和8年10月9日(金)発送予定)。

イ 選定事業者(最優秀提案者)以外の応募事業者は、通知日の翌日から起算して7日以内(通知日が14日の場合、同年10月21日まで)に、選定されなかった理由の説明を市に求めることができる。

(9) 選定結果の公表

契約を締結した後、吹田市ホームページの「契約・入札」欄の「プロポーザル案件情報」、児童部家庭児童相談室及び市民部市民総務室(行政資料閲覧コーナー)において、閲覧に供する方法により選定結果を次のとおり公表する。

ア 契約候補者(最優秀提案事業者)名、提案金額及び評価点

イ 全ての提案事業者の名称

※応募者数が2者の場合は公表しない

ウ 全ての提案事業者の評価点及び順位

※選定事業者以外は記号(アルファベット)表示

エ 評価項目・審査基準・配点

オ 吹田市児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定審査会(以下「選定審査会」という。)委員の役職名

カ 選定審査会の会議録の概要

キ その他必要な事項

5 応募に必要な提出書類

様式第1号～第5号については、この様式を用いること。

1	応募表明書 (様式第1号)	電子メールでのみ受け付ける。(件名を「応募表明書」で始める。)
2	応募申請書 (様式第2号)	
3	事業実施計画書 (様式第3号)	Wordファイルデータでも提出することとし、データは電子メールでのみ受け付ける。 (件名は「【事業者名】提出書類」とすること。) 宛先は「12 問合せ先」のとおり。
4	収支計画書 (様式第4号)	※事業者名、法人名等を記さないこと。 ※収支計画書の支出については委託料の上限を超えないこと。
5	事業者の定款、寄附行為又は会則その他これらに相当する書類(最新のもの)	代表者名で原本証明を行い、原本証明分を正本分とする。
6	事業者の直近3事業年度の貸借対照表及び、収支計算書(事業活動計算書、活動計算書、資金収支計算書)又は損益計算書等	
7	事業者の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類(最新のもの)	
8	共同事業体として申し込む事業者にあつては、協定書など共同事業体と分かる書類	
9	質問票 (様式第5号)	質問のある場合のみ、令和8年8月3日(月)までに電子メールで提出のこと。

6 提出に当たっての留意点

(1) 提出書類は次の要領で作成すること。

ア A4縦型リングファイル(2穴)に左綴じとする。

イ ファイルの表紙及び背表紙に「吹田市児童育成支援拠点運営業務応募申請書類」、「正本又は副本」を記載する。※事業者名、法人名等を記さないこと。

ウ 全体の目次を作成する。

エ 上記5の表中、2～8に示す各書類の間には仕切りとして白紙を挟み、仕切り紙に上記ウに対応したインデックスを付ける。

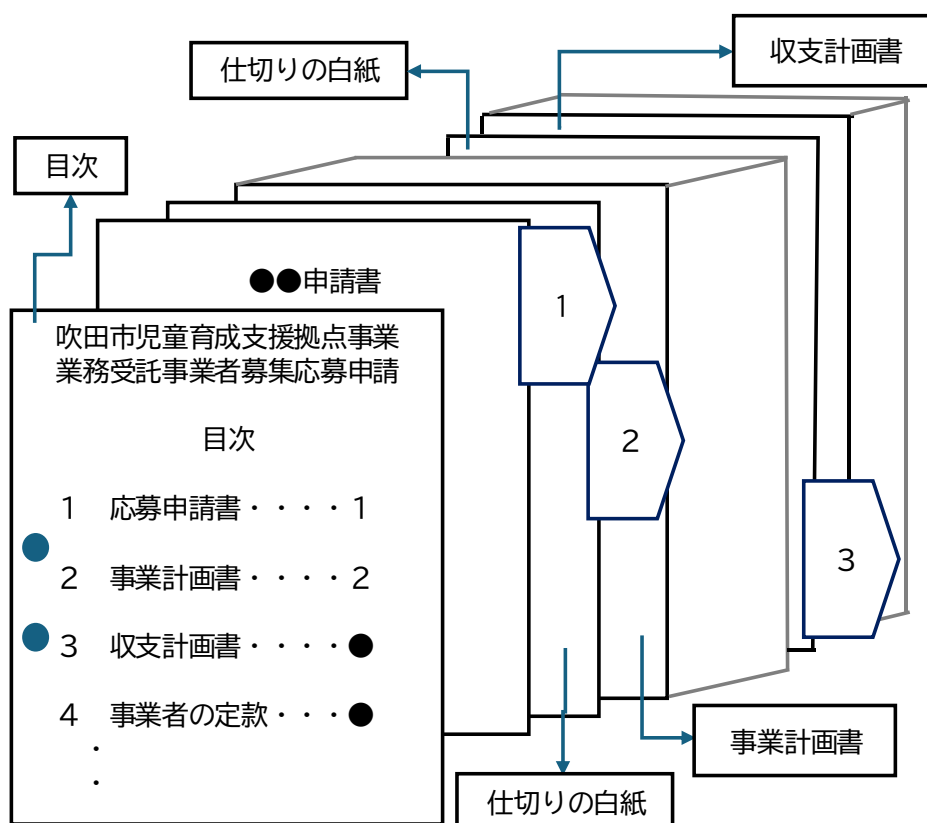
オ 提出部数は、6部(正本1部、副本5部)とする。ア～ウの要領でそれぞれ製本し、リングファイルに綴じて提出する。

カ 副本は、正本(原本証明部分を含む)の写しとする。

(2) 応募申請書類提出期日に間に合わない場合、応募申請を受け付けることができない。

- (3) 提出書類作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出された書類に虚偽の記載があった場合は、当該書類を無効とする。
- (6) 提出された書類は、審査・事業者選定の目的以外に応募者に無断で使用しない。
- (7) 参加申込書提出後に申込みや応募申請を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式は任意）を提出すること。

【書類の編冊の例】



【原本証明の例】

この写しは原本と相違ありません。

令和 年 月 日

法人名 ●●●●

代表者 ■■ ■■ 印

7 選定方法

- (1) 公募型プロポーザル方式

令和9年度から令和13年度までの収支計画書が見積上限額を超えず、加えて経常収支が3期連続で赤字となっていないものについて、提出された書類、プレゼンテーション及びヒアリングに対して評価を行う。

(2) 一次審査（書類審査）

ア 応募事業者から提出された書類をもとに選定審査会が「吹田市児童育成支援拠点事業業務委託事業者選定に係る評価項目に基づいて評価、採点する。

イ 各項目について、5段階で、評価の良い段階から順に「優れている」、「やや優れている」、「普通」、「やや劣っている」、「劣っている」で評価、採点する。

ウ 選定事業者が3者を超える場合には、1位と順位付けした委員数が多い事業者を上位とし、上位3位までの事業者を対象者として選定し、3位が同数となった場合は、複数通過も可とする。なお、1位と順位付けした委員数で選定できない場合は、同数となった者について、2位と順位付けした委員数が多い者を上位として選定する。2位と順位付けした委員数でも選定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として選定する。いずれの方法でも選定できない場合は、選定審査会による合議又は多数決により選定する。

(3) 二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）

ア 一次審査通過事業者は、二次審査において事業実施に関するプレゼンテーションを行うとともにヒアリングを受け、選定審査会は、その内容について「児童育成支援拠点運営業務委託事業者選定に係る評価項目及び審査基準」に基づいて評価して得点化し、次の条件を満たす事業者の内、出席委員が採点して1位と順位付けした委員数が最も多い事業者を選定する。

（条件）

「評価項目・審査基準」のNo. 1からNo. 16までの合計評価（採点合計）において、出席委員の半数以上から「やや劣っている」以下の評価を受けていない。

イ 選定審査会は、アにおいて選定された事業者を最優秀提案者に決定する。

アにおいて最上位の事業者が2者以上あるときは（同点の場合）、「評価項目・審査基準」のNo. 11からNo. 16までの合計評価（採点合計）が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は「評価項目・審査基準」のNo. 2からNo. 10までの合計評価（採点合計）が最も高い事業者を選定する。それでもなお同点の場合は、当該事業者の内、二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング審査）において、出席した委員が2位と順位付けした委員数が多い事業者を上位として決定する。2位と順位付けした委員数でも決定できない場合は、同数となった者について、各委員が付けた順位を足し合わせた合計が小さい者を上位として決定する。更になお同点の場合は、後日、本市が指定する日において実施する当該事業者によるくじ引きにより、最優秀提案者を決定する。

(4) 選定事業者の決定

選定審査会の審査・評価の結果を踏まえて、選定事業者を市長が決定する。

(5) 応募者が1者の場合の取扱い

応募者が1者のみの場合でも、一次審査及び二次審査を実施の上、適否を判断する。

8 審査項目及び審査基準

別記審査項目・審査基準のとおり

9 契約について

(1) 契約締結予定時期

令和8年10月以降、市と契約候補事業者とで協議し、開設準備に支障のない時期とする。

(2) 契約保証金等

委託契約の締結に当たっては、吹田市財務規則（昭和39年吹田市規則第14号）第113条及び第114条第3号の規定に基づき、契約締結日までに、委託料の総額の100分の5以上の契約保証金の納付又は履行保証保険証券の提出が必要となる。履行保証保険に加入する場合、契約期間を保険期間とすること。なお、同規則第113条第3項の規定に該当するときは、申請により契約保証金を減額し、同規則第115条第9号の規定に該当すると認められるときは、契約保証金を免除する。

(3) 委託料の決定

提出された収支計画書の金額を基に、見積りを徴取し契約を締結する。

(4) 委託料の支払時期及び支払額

ア 市は、次の表のとおり委託料を支払うものとする。

受託者はサービス提供月分等をその月初に請求し、市は請求日から30日以内に支払うものとする。

項目		金額等	支払予定時期等
基本額		2,239,750円（各月の場合） 6,719,250円（各四半期の場合） 13,438,500円（上・下半期の場合）	各月又は年に複数回の分割（協議）
加算額	家賃分	1か月相当分 ※250,000円上限	
	車両送迎分	130,000円（各月の場合） 390,000円（各四半期の場合） 780,000円（上・下半期の場合）	

イ 市は、次の表のとおり委託料を支払うものとする。

受託者は1年間のサービス提供実績が確定した後、1か月以内に請求し、市は

請求日から 30 日以内に支払うものとする。

項目		金額等	支払予定時期等
加算額	開所時間（長期休暇期間等）分	2 業務概要等の（5）委託料上限額のウ（イ）の b（c）のとおり	サービス提供年度の次年度に属する 5 月中（予定） （協議）
	開所時間（長期休暇期間等以外）分		

1 0 欠格事項

応募事業者に次の行為があった場合は、失格（選定対象から除外）とする。また、受託事業者の決定後であっても、その決定を取り消す場合がある。

- （1）選定審査会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- （2）他の応募事業者と応募提案の内容又はその意思について相談、確認等を行った場合
- （3）事業者選定終了までの間に、他の応募事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示した場合
- （4）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （5）提出期間内に提出書類が提出されなかった場合
- （6）指定した日時 of 二次審査に不参加の場合
- （7）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為があった場合

1 1 児童育成支援拠点事業委託業務実施状況の評価

委託 2 年目以降毎年、委託事業者の前年度の運營業務実施状況について、市が評価・検証を行う。

1 2 問合せ先

吹田市 児童部 家庭児童相談室

住所 〒564-0072 吹田市出口町 19-2

電話 06 - 6384 - 1472（直通） F A X 06 - 6368 - 1175

電子メール ko-home@city.suita.osaka.jp